## 第49号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例(平成9年足立区条例第33号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中「受けなくてはならない」を「受けなければならない」に改 める。

第5条第2項第1号中「50歳」を「60歳」に改め、同項第2号を 次のように改める。

- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する 障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれ ぞれ次に定める程度のもの
  - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省 令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該 当する程度
  - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第15 5号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれか に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度 第 5 条第 2 項第 3 号中「に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者」を 「第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者」に、「障害の程度」を「その障害 の程度」に、「別表第 1 号表 ノ 3 第 1 款症」を「別表第 1 号表 ノ 3 の第 1 款症」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時 保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了 した日から起算して5年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所が した命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じ た日から起算して5年を経過していないもの

第5条第5項中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前各項」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項に規定する者に使用を許可する一般区営住宅は、居室数が2室 以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難い場合には、規則で 定める規格の住宅とする。

第9条第1項中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に改める。

第18条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第26条第1号中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に改める。

第31条第2項及び第36条第1項第7号中「第5条第3項」を「第 5条第4項」に改める。

第38条第1項中「第45条」を「第44条」に改める。

第52条を削り、第53条を第52条とし、第54条を第53条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に50歳以上である者の一般区営住宅の使用申込の資格については、この条例による改正後の足立区営住宅条例第5条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (提案理由)

公営住宅法施行令及び地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要 があるので、この条例案を提出いたします。